

## 条例の制定

### ○美里町公園整備基金条例

公園整備等に必要な財源を確保するため、身馴川公園を売却した代金を原資とする基金を設けるために必要な事項を定めるものです。



## 水道料金の改定が行われました

平成27年度以降7年ぶりに水道料金の改定が行われました。

水道事業は独立採算制を基本原則とし、その事業費を水道料金でまかなっています。これまで、経費の縮減や経営の効率化を図ってきましたが、町の人口減少や節水型機器の普及により収益が減少しており、さらに、老朽化した施設や管路の更新費用が増加し厳しい経営状態が続いています。

そのため、昨年度に上下水道事業審議会を開催し、検討を重ねてきました。

### 【改定前】

区 分		料 金
基本料金 (10m <sup>3</sup> まで)		953円
従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)	11m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup>	105円
	51m <sup>3</sup> ~ 500m <sup>3</sup>	126円
	501m <sup>3</sup> ~ 1,000m <sup>3</sup>	136円
	1,001m <sup>3</sup> ~ 2,000m <sup>3</sup>	152円
	2,001m <sup>3</sup> ~	178円



### 【改定後】

区 分		料 金
基本料金		500円
従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)	1m <sup>3</sup> ~ 10m <sup>3</sup>	60円
	11m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup>	117円
	51m <sup>3</sup> ~ 500m <sup>3</sup>	141円
	501m <sup>3</sup> ~ 1,000m <sup>3</sup>	152円
	1,001m <sup>3</sup> ~ 2,000m <sup>3</sup>	170円
	2,001m <sup>3</sup> ~	199円

### 美里町上下水道事業審議会（答申） 令和3年11月12日 抜粋

#### 1 水道事業の料金体系のあり方について

##### (1) 一般用の水道料金について

現在の使用料体系は、1か月あたりの使用水量が10立方メートルまでは一律の基本使用料となっています。近年、少子高齢化や家族の少人数化などにより使用水量の少ない使用者から、「基本水量まで使用しないのに10立方メートル分の基本料金を支払うのは不公平」という意見が寄せられています。また、各行政区ではごみ収集所に水道の設置が進みましたが、「基本料金の負担が大きい」として一部の行政区から軽減の要望が町に出ています。そこで、今後の水道料金は少量使用者に配慮するため、一般用の料金については、基本料に含まれる基本水量を廃止し、1立方メートルから従量料金が加算される新たな体系へと変更することが適当と思われる。

## 条例の改正

### ○美里町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部改正

意欲のある人材を確保するため、消防団員の任命資格を18歳に引き下げることや上限年齢の廃止、報酬の改定を行うものです。



### ○美里町農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部改正

農業集落排水処理施設使用料と下水道使用料の負担の公平性を図るため、農業集落排水処理施設使用料の改定を行うものです。

### ○美里町農業集落排水処理事業の受益者負担金に関する条例の一部改正

農業集落排水処理事業受益者負担金と下水道事業受益者負担金の負担の公平性を図るため、農業集落排水処理事業受益者負担金の改定を行うものです。

### ○美里町下水道条例の一部改正

農業集落排水処理施設使用料と下水道使用料の負担の公平性を図るため、下水道使用料の改定を行うものです。

### ○美里町下水道事業受益者負担金条例の一部改正

農業集落排水処理事業受益者負担金と下水道事業受益者負担金の負担の公平性を図るため、下水道事業受益者負担金の改定を行うものです。

### ○美里町水道事業給水条例の一部改正

水道事業の安定的な運営を図るため、水道料金の改定を行うものです。

### ○美里町職員の育児休業等に関する条例及び美里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

職員が妊娠、出産、育児等と職務を両立できるように支援するため、人事院規則の改定及び国家公務員の措置に準じた改正を行うものです。

### ○美里町課設置条例の一部改正

多様化する行政需要に柔軟かつ効率的に対応できるよう「総務税務課」を「総務課」と「税務課」に再編すると共に事務分掌の変更を行うもの、また、これにより「建設環境課」の名称を「建設課」に改正を行うもの等です。

### ○美里町議会委員会条例の一部改正

町の事務組織再編に伴い、総務建設常任委員会の所管の改正を行うものです。

### ○美里町個人情報保護条例の一部改正

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、引用する法律、条項のずれを解消するため改正を行うものです。

### ○美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことを踏まえ、利用児童数が少人数になる時間帯において、児童の安全確保方策が図られている場合に限り、放課後児童支援員の数を2人から1人にすることができる改正を行うものです。

